

## ◇各種控除額

対 象	控 除 の 種 類	月割控除額 《1か月あたり》
受 給 者 全 員	公的年金等控除、 基礎控除相当	【65歳未満の方】 1か月分の年金支払額×25%+65,000円 (最低額9万円)
		【65歳以上の方】 1か月分の年金支払額×25%+65,000円 (最低額13万5千円)
控除対象配偶者が いる場合	配偶者控除 または	32,500円(年額390,000円)
	老人控除対象配偶者相当	40,000円(年額480,000円)
控除対象扶養親族が いる場合(16歳以上)	扶 養 控 除 または	32,500円×人数(年額390,000円×人数)
	特定扶養親族控除 または	52,500円×人数(年額630,000円×人数)
	老人扶養親族控除	40,000円×人数(年額480,000円×人数)
受 給 者 本 人、 同一生計配偶者、 扶養親族が障害者の 場合	普通障害者控除 または	22,500円×人数(年額270,000円×人数)
	特別障害者控除 または	35,000円×人数(年額420,000円×人数)
	同居特別障害者控除	62,500円×人数(年額750,000円×人数)

受給者本人が寡婦、 特別寡婦、寡夫の場合	寡婦控除	22,500円 (年額270,000円)
	または 特別寡婦控除	30,000円 (年額360,000円)
	または 寡夫控除	22,500円 (年額270,000円)

- ※ 障害者控除は、扶養親族が年少扶養親族（16歳未満）である場合においても適用されます。
- ※ 同居特別障害者控除は、同一生計配偶者または扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、受給者本人、その配偶者または受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人に適用されます。